

**観光誘客促進事業 MICE 受入体制強化 備品購入及び設置業務
条件付き一般競争入札実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町(以下「本町」という。)が発注する観光誘客促進事業 MICE 受入体制強化 備品購入及び設置業務(以下「本業務」という。)について、透明性及び公平性、競争性を確保するため、条件付き一般競争入札(以下「入札」という。)による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条件付き一般競争入札 参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たすものから入札を受ける一般競争入札をいう。
- (2) 参加者 第5条第1項の参加申請書を提出したものをいう。

(業務委託の概要)

第3条 本調達業務は下記のとおりとする。

- (1) 業務の名称 観光誘客促進事業 MICE 受入体制強化 備品購入及び設置業務
- (2) 概要 イーフ情報連絡施設交流ホール内にて、MICE 受入体制強化に必要な機器の調達、搬入、調達機器の設定、本町に対する諸手続きを行うもの。
- (3) 仕様等 観光誘客促進事業 MICE 受入体制強化 備品購入及び設置業務(以下「仕様書」という)参照
- (4) スケジュール

内容	日程
公募開始の公表	令和7年1月7日(火)
質疑の受付締切	令和7年1月15日(水) 17時必着
質疑の回答予定	令和7年1月16日(木)
参加資格確認申請締切	令和7年1月21日(火) 正午必着
参加資格確認通知	令和7年1月22日(水)
入札日	令和7年1月23日(木)
落札結果の公表	令和7年1月23日(木)
契約締結予定日	令和7年1月下旬予定

(入札参加資格等)

第4条 参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体(以下「事業者」という。)と

する。

- (1) 沖縄県内に本社又は支社、営業所を有し、業務完了後も十分に対応が可能なこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札の公告の日から入札日までに、久米島町暴力団排除条例(平成23年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。)の規定による措置、又は久米島町建設工事等暴力団排除措置要綱(平成26年策定)の規定による指名除外を受けていないこと。
- (5) 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員としていないこと。
- (6) 入札の公告の日現在において、国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- (7) 仕様書に準拠すること。

(入札参加の申込み)

第5条 入札に参加しようとする者は、入札参加申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

【入札参加確認申請時】

- (1) (様式第1号) 入札参加資格確認申請書
- (2) (様式第1号別紙) 誓約書
- (3) (様式第2号) 契約実績表
- (4) (任意様式) 調達予定調書※調達予定の物品が確認できるもの(カタログ可)

【入札時】

- (1) (様式第3号) 入札書
- (2) (任意様式) 積算見積書

(入札参加資格の確認)

第6条 観光誘客促進事業MICE受入体制強化業務 備品購入及び設置業務条件付き一般競争入札実施要領に定める事務局は、第5条の一般競争入札参加申請書が提出されたときは、当該参加者が第4条に定める入札参加資格要件に適合するか確認するものとする。

(予定価格の公表)

第7条 入札を行う場合における予定価格については、開札時に事後公表とする。

(入札の方法等)

第8条 入札については、久米島町入札事務処理要綱を準拠し、本要綱に基づき条件付き一般競争入札により行うものとする。

2 入札の方法は提出した入札書による入札とする。

3 入札の実施については、令和7年1月23日に久米島町役場本庁舎において第5条に規定する必要書類の確認及び開札を行うものとする。

4 入札回数は、1回とする。

5 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

(入札の無効)

第9条 入札が久米島町契約規則第27条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

(1) 予定価格を上回る価格をもって入札したとき。

(2) 第5条に規定する必要書類に不備があるとき。

(落札者の決定)

第10条 入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が2者以上の場合は、直ちに、当該入札業務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

(入札結果の公表)

第11条 落札者を決定したときは、速やかに落札者及び落札金額を町ホームページに掲載し公表する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本業務の契約締結日限り、その効力を失う。